

特定事業所集中減算

○事業所は、毎年度2回（前期・後期）、就労選択支援の利用が終了した利用者を対象として、下記の方法により判定を実施すること。その結果、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合には、判定時に作成した書類（任意様式）を熊本市へ提出すること。また、正当な理由がない場合にあっては、併せて減算の届出を行うこと。

○判定の結果、80%を超えなかった場合においても、判定時に作成した書類は、5年間保存すること。

（判定期間・減算適用期間）

	判定期間	提出期限	減算期間
前期	1月1日～6月末日	9月15日	10月1日～3月31日
後期	7月1日～12月末日	3月15日	4月1日～9月30日

（判定方法）

- ・ 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び基準該当就労継続支援B型につながった件数をそれぞれ算出。
- ・ それぞれのサービスについて、移行した人数が多い法人（移行率最高法人）を確認。
- ・ 下記の計算式にて、それぞれのサービスの移行率最高法人が占める割合を計算。
- ・ いずれかについて80%を超えた場合は減算。

（計算式）

当該サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数 ÷ 当該サービスにつながった利用者数

判定時に作成する書類（任意様式）に記載すべき事項について

- ① 判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者の総数
- ② 就労移行支援等のそれぞれのサービスにつながった利用者数
- ③ 就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ 計算式により算出した割合
- ⑤ ④で算出した割合が80%を超えている場合であった正当な理由がある場合においては、その正当な理由

【正当な理由の例示】

- ・ 就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域に就労移行支援等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次機能障害者支援体制加算を受けている場合
- ・ 判定期間において就労選択支援の利用を終了した利用者のうち、それぞれのサービスにつながった件数が5件未満であるなど、サービスの利用が少数である場合
- ・ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合